

介護支援専門員の資格に関する申請及び届出

介護保険法の改正により、18年度以降介護支援専門員の資格についての手続きが変わりました。介護支援専門員の実務に従事するためには、介護支援専門員資格登録簿に登録され、介護支援専門員証の交付を受けなければなりません。

主な改正点や手続き、県に提出する申請・届出の様式についてお知らせします。

主な改正点

- 1 介護支援専門員の登録を受けるには、登録申請が必要となります。⇒ [手続き 1](#)
- 2 「介護支援専門員登録証明書」が「介護支援専門員証」(縦54mm、横86mm、本人写真を貼付)に変わります。また介護支援専門員証を受けるには、交付申請が必要になります。

⇒ [手続き 2](#)

なお、介護支援専門員の実務に従事しない場合は、介護支援専門員証の交付申請をする必要はありません。

現在、介護支援専門員登録証明書をお持ちの方は、その有効期間満了日まで、介護支援専門員証明書が介護支援専門員証とみなされます。

登録年度	有効期間満了日
平成10年度から13年度の登録者	平成21年3月の登録日
平成14年度から15年度の登録者	平成22年3月の登録日
平成16年度から17年度の登録者	平成23年3月の登録日

- 3 介護支援専門員証の有効期間は5年です。したがって、5年ごとに更新が必要となり、更新するには、有効期間満了日までに所定の研修の受講が必要となります。

⇒ [手続き 3. 4](#)

なお、介護支援専門員登録証明書や介護支援専門員証の有効期間満了日以後に、介護支援専門員証の交付を受けようとする場合は、先に再研修の受講が必要です。

- 4 介護支援専門員として登録されている住所や氏名が変更になった場合は、届出が義務付けられています。⇒ [手続き 5](#)

- 5 介護支援専門員の登録を従事先の都道府県に移転することができます。⇒ [手続き 8](#)

- 6 介護支援専門員証の交付等には手数料が必要です。
申請用紙に香川県証紙を貼付してください。

介護支援専門員証の新規交付	4,200円
介護支援専門員証の有効期間更新交付	4,200円
介護支援専門員証の書換交付	1,600円
介護支援専門員証の再交付	1,100円

手続き

1 介護支援専門員の登録を受けるには、登録申請が必要です。

登録を受けようとする人は

介護支援専門員実務研修修了後3か月以内に
様式第1号「介護支援専門員登録申請書」を提出

※ 平成17年度までに介護支援専門員実務研修を終了されている方は、介護支援専門員資格登録簿に既に登録済みとなっていますので、改めて申請の必要はありません。

2 介護支援専門員証の交付を受けるには交付申請が必要です。

① 登録と同時に交付を受けようとする人は

介護支援専門員実務研修修了後3か月以内に
様式第2号「介護支援専門員登録申請書(兼)介護支援専門員証交付申請書」を提出
手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

② 登録後に交付を受けようとする人は

様式第3号「介護支援専門員証交付申請書」を提出
手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

※ 登録後5年を過ぎると、交付申請をするためには、再研修(=実務研修:44時間)を受けていただく必要があります。

※ 介護支援専門員の各種研修については、毎年5～6月頃、県のホームページに、実施時期や、申し込み方法、受付期間等について掲載しますので、そちらをご覧ください。

3 介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の有効期間が満了した後、介護支援専門員証の交付を受けるためには、再研修(=実務研修:44時間)の受講が必要です。

再研修を受講された人は

様式第3号「介護支援専門員証交付申請書」を提出
手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

※ 介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の有効期間が満了した場合でも、改めて介護支援専門員実務研修受講試験を受験する必要はありません。

※ 介護支援専門員の各種研修については、毎年5～6月頃、県のホームページに、実施時期や、申し込み方法、受付期間等について掲載しますので、そちらをご覧ください。

4 介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、所定の研修の受講が必要です。

更新のために必要な研修を受講された人は

研修を受講後、有効期間満了の1か月前までに

様式第4号「介護支援専門員証有効期間更新交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

※ 有効期間満了日までの5年間に、次の更新のための研修の受講が必要となります。

現在、介護支援専門員登録証明書をお持ちの人も、介護支援専門員証に更新して切り替えるには、その有効期間満了日までに次の研修の受講が必要となります。

介護支援専門員証の更新に必要な研修

介護支援専門員の実務に従事している場合 (又は有効期間内に実務に従事したことがある 場合)	専門研修課程Ⅰ(33時間)及び 専門研修課程Ⅱ(20時間) (2回目の更新からは専門課程Ⅱのみ)
介護支援専門員の実務に従事していない場合	更新研修(実務研修:44時間)

※ 介護支援専門員の各種研修については、毎年5～6月頃、県のホームページに、実施時期や、申し込み方法、受付期間等について掲載しますので、そちらをご覧ください。

5 介護支援専門員資格登録簿に登録されている住所や氏名が変更になった場合、届出が必要です。

① 介護支援専門員証の交付を受けていない場合で、住所や氏名を変更した人は

様式第5号「介護支援専門員登録事項変更届出書」を提出

② 介護支援専門員証の交付を受けていない場合で、住所や氏名を変更し、介護支援専門員証の交付を申請する人は

様式第6号「介護支援専門員登録事項変更届出書(兼)介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4, 200円分が必要

③ 介護支援専門員証の交付を受けている場合で、住所や氏名を変更した人は

様式第7号「介護支援専門員登録事項変更届出書(兼)介護支援専門員証書換交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙1, 600円分が必要

6 介護支援専門員証の紛失等により、再交付を申請する場合、再交付申請が必要です。

再交付を申請する人は

様式第8号「介護支援専門員証再交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙1, 100円分が必要

7 介護支援専門員の登録を受けている人が、死亡など次の事項に該当することとなった場合、届出が必要です。

届出を行う人は

死亡した日から30日以内、又は次の事項に該当したことを知った日から30日以内に
様式第9号「介護支援専門員死亡等届出書」を提出

届出事項の種類	届出を行う人
登録者の死亡	登録者の相続人
登録者が成年被後見人又は被保佐人となった場合	登録者の成年被後見人又は保佐人
登録者が禁錮以上の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合	本人
登録者が介護保険法等(※)の規定により罰金の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合	本人

※ 介護保険法以外の該当法令

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)
栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)
医師法(昭和二十三年法律第二百一号)
歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)
保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)
歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)
医療法(昭和二十三年法律二百五号)
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)
薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)
老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)
理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)
老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)
義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)
精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)
言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)

8 香川県以外の都道府県で登録されている人で、香川県に所在する次の事業所や施設等の業務に従事している、又は従事しようとする場合には、香川県に登録を移転することができます。

① 香川県へ登録移転する人は

現在登録されている都道府県へ

様式第10号「介護支援専門員登録移転申請書」を提出

(登録元の都道府県を経由して、香川県に書類が提出されます。)

② 香川県への登録移転と同時に介護支援専門員証の交付を受けようとする人は

現在登録されている都道府県へ

様式第11号「介護支援専門員登録移転(兼)介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として香川県証紙4, 200円分が必要

(登録元の都道府県を経由して、香川県に書類が提出されます。)

指定居宅介護支援事業所	指定特定施設入居者生活介護事業所
指定小規模多機能型居宅介護事業所	指定認知症対応型共同生活介護事業所
指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	指定地域密着型介護老人福祉施設
指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設
指定介護療養型医療施設	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
指定介護予防支援事業所	地域包括支援センター

9 介護支援専門員の登録を本人の申請により削除することができます。

登録を削除する人は

様式第12号「介護支援専門員登録削除申請書」を提出

10 登録が削除されたり、登録移転等により介護支援専門員証が効力を失ったり、紛失した介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)を発見した場合には、介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の返納が必要です。

返納する人(本人、又は7の届出者)は

様式第13号「介護支援専門員証(登録証明書)返納届出書」を提出

11 1～10までの申請や届出(6の再交付申請を除く)を行うときに、添付書類とされている介護支援専門員証等を紛失している場合には、紛失届けが必要です。

申請や届出を行う人が

申請や届出と同時に

様式第14号「介護支援専門員証等紛失届出書」を提出